

**インターネット信用取引に関する確認書
及び
包括再担保契約に基づく担保同意書（e支店用）**

私は、「信用取引の契約締結前交付書面」、下記事項の内容および信用取引制度の仕組みを理解しかつ承諾し、包括再担保契約に基づく担保同意書に同意したうえで、私の判断と責任において信用取引を行います。

【インターネット信用取引に関する確認書】

1. 信用取引では、ご自身の投資金額以上のお取引が可能です。そのために損益の振幅が現物取引と比べ大きくなるリスクがあります。場合によっては、委託保証金に止まらない損失がでるおそれもあります。従いまして、信用取引制度の仕組みについて予め十分にご理解いただいたうえで、開設のお申込みをお願いいたします。
2. お取引に際して、e支店では銘柄の選定、売買の時期や価格等のご相談は一切お受けできません。
3. 開設のお申込みにあたりましては、「インターネット信用取引規程」の内容を十分ご理解いただき、「信用取引口座設定約諾書」を差し入れていただきます。この約諾書には当社からお客様に信用の供与を行うに際しての大切な事項が記載されております。よくお読みいただき、ご理解されたうえで、電磁的方法による同意、あるいは署名・捺印をお願いいたします。
4. 信用取引口座が開設されても、差入れ担保に対する信用供与枠は法的上限を必ずしも確約するものではありません。また、1銘柄の建玉限度額は原則として現金換算担保額の同額までといたします。なお、お客様の年齢が満75歳になられた場合は、それ以後の新規建注文の受付を停止させていただきます。
5. 信用取引の委託保証金の額は「インターネット信用取引規程」に基づいて、建玉金額の33%以上と定められておりますが、金融商品取引所または証券金融会社が指定する取引規制により変更されることがあります。また当社独自の判断によって個別銘柄に対する信用供与の停止、現金の増担保、代用有価証券の掛目の変更又は除外等規制措置を実施することがあります。

6. 委託保証金の額が建玉金額の 33%を下回る状況では、原則、信用建玉の返済による損金または品受け代金の決済に委託保証金を使用することはできません。この場合には不足金は新たにご入金いただくこととなります。
7. 信用建玉の評価損の拡大、代用有価証券の評価の低下、代用有価証券の掛目の変更又は除外等によって委託保証金の維持率が 30%を下回った場合は、お客様に通知することなくお預りしている現金、または保護預りしている有価証券の全部または一部を、必要に応じて委託保証金へ振替えることがあります。
8. お預かりしている現金および保護預りしている有価証券がない場合、または前項の振替を行っても、委託保証金の維持率が終値ベースで 30%を下回った場合には、その下回った日から起算して翌々営業日の正午までに追加保証金として、委託保証金率である 33%を回復する額を差し入れていただきます。なお、お客様が上記の差し入れ期限までに建玉の一部を反対売買した場合には、当該建玉金額に 33%を乗じた金額を追加保証金から控除するものとします。
9. 追加保証金が所定の日時までに差し入れられなかった場合は、以後の信用取引をお断りし、当社はおお客様の全建玉を任意でおお客様の口座において反対売買させていただきます。その際に損金または不足金が発生した場合はお客様の負担とさせていただきます
10. 信用取引の建玉については、信用期日の前営業日までに反対売買または品受けもしくは品渡しのお申込みにより決済されるようお願いいたします。決済されなかった場合は、お客様に通知することなく、信用期日当日以降に、当社の任意で決済させていただきます。なお、信用期日の前営業日までに決済されなかった場合には、以後の新規建玉を停止することがあります。（お取引画面上の期日の表示は、お客様の対応最終日である信用期日の前営業日となります。）
11. 当社では信用取引等の受託のために、お客様の個人情報を取得します。
12. お客様が暴力団員、暴力団関係者およびいわゆる総会屋等の社会的公益に反する行為をなすもの（反社会的勢力という）であると判明した場合には、信用取引だけではなく全ての取引関係の解消を求めます。

【包括再担保契約に基づく担保同意書】

私は、信用取引口座の開設後、貴社に預入れする信用取引保証金代用有価証券について、次のとおり、貴社が証券金融会社等に混同担保として提供することに同意します。

1. 貴社が混同担保として提供できる有価証券は、私が貴社に預入れする全ての信用取引保証金代用有価証券とすること。
2. 貴社は、前項1. で指定した有価証券について預託を受けた後、担保に提供するまでの間に、私に対し、包括再担保契約により包括的な同意を得ている旨確認すること。
3. 貴社は、前項2. で確認をした有価証券を、同契約に基づき担保として提供しようとするときは、当該担保として提供しようとする有価証券の種類、銘柄及び株数若しくは券面の総額に関する事項を記載した「信用取引保証金代用有価証券再担保同意明細書」を「取引残高報告書」として、私に交付すること。（電子交付を含む）
4. 貴社は、私の申し出により、同契約の解約に応じること。

以上

※ 包括再担保契約とは、当社が証券金融会社等から信用取引における資金及び株券等を調達する際、お客様から代用有価証券としてお預りしている株券等を混同担保として提供することに包括同意いただくことです（提供にあたり、複数のお客様分をまとめる都合上、同担保は「混同担保」となります。）。

2020 09